

議案第13号

八幡浜市病児・病後児保育施設条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成31年2月26日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市病児・病後児保育施設条例

(設置)

第1条 病気にかかっている児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、八幡浜市病児・病後児保育施設（以下「病児・病後児保育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 病児・病後児保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八幡浜市病児・病後児保育施設 キッズケア・しらはま
- (2) 位置 八幡浜市向灘3063番地

(対象児童)

第3条 病児・病後児保育施設における保育及び看護（以下「病児・病後児保育事業」という。）を利用できる児童（以下「対象児童」という）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者、又は保護者が市内に所在する事業所等に勤務し、かつ市内に位置する保育所、幼稚園、小学校若しくは放課後児童クラブ等の施設を利用している者
- (2) 生後6か月から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 次のうち、いずれかに該当する者
 - ア 当面、症状の急変は見込まれないが、病気の回復期に至っていないもの
 - イ 病気の回復期にあるが、集団での保育を受けることが困難であるもの
- (4) 当該児童の保護者が労働、傷病、出産その他やむを得ない理由により、一時的に家庭で保育を行うことが困難であると認められる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件をみたす者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、対象児童

とすることができる。

(利用料等)

第4条 病児・病後児保育事業を利用する児童の保護者(以下「利用者」という。)

は、病児・病後児保育事業に係る利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料は、児童1人につき1日当たり2,000円を上限として、規則で定める額とする。

3 市長は、前項の規定により定められた利用料のほか、必要な実費を利用者から徴収することができる。

4 第1項の規定により納付された利用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用料の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めた場合は、前条第2項の規定により定められた利用料を減額し、又は免除することができる。

(管理運営の委託)

第6条 市長は、病児・病後児保育施設の管理運営に関することを、適切に遂行できると認める者に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者及びその業務に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。委託が終了した者及び従事を退いた者も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

提案理由

病児・病後児保育事業の実施にあたり、病児・病後児保育施設を設置し、必要な事項を定めるため。